

指定管理者運営評価シート

年度	平成28年度
所管課	健康づくり課

1 公の施設

公の施設名称	佐賀市休日歯科診療所
所在地	佐賀市兵庫北三丁目8番36号 佐賀市保健福祉会館内
施設概要	1. 設置目的 休日等における歯科救急患者の医療確保を目的とする。 2. 延床面積 82.58㎡(診療所のみ) 3. 建物構造 鉄筋コンクリート造4階建(診療所は1階) 4. 診療日 日曜日、国民の祝日及び1月2日・3日、8月15日、12月31日 5. 診療時間 午前9時30分～午後4時 6. 対象者 歯科救急患者 7. 診療科目 歯科、小児歯科

2 指定管理者

指定管理者	団体名	一般社団法人佐賀市歯科医師会	指定期間	開始日	平成28年4月1日
	所在地	佐賀市西田代二丁目5番24号		終了日	平成33年3月31日
選定方法	非公募		利用料金の採否	採	

3 指定管理者の管理の実施状況等

①施設の運営業務	1. 診療に関する業務 ①診察の受付、②診察及び治療処置、③薬の処方、④カルテの作成、整理及び保管 2. 診療報酬の請求に関する業務 ①診療料金の個人負担分の徴収、②診療報酬請求明細書(レセプト)の作成 ③診療報酬請求明細書の国保連合会及び社会保険支払基金への送付・請求 3. その他の業務 ①施設の総務・経理業務、②事務経費の執行、施設・設備の軽微な修繕業務、③医療事故の報告業務 ④事業計画書及び収支予算書の作成業務、⑤事業報告書の作成業務 ⑥指定期間終了にあたっての引継ぎ業務、⑦その他施設を管理する上で必要な管理業務
②施設の維持管理業務	佐賀市保健福祉会館内の施設であるため、施設管理は健康づくり課が実施している。
③指定管理者の提案による取り組みとその実施状況	休日歯科診療所はさらに市民に認識されるよう、佐賀市報やフリーペーパー等を活用しPRを行っている。医療の向上のために診療時における注意などを記載した手引書を作成し、従事者への共通の理解と協力を得ている。施設の運営に関し、佐賀市との協議を行い、かつ薬剤師会との連携も密に行っている。

施設利用状況(量)を示す指標名	単位	指定期間中の実績			
		(平成27年度)	平成28年度		
①患者数	人	(899)	900		
②患者数(佐賀市民のみ)	人	(609)	565		
③					
④					
⑤					

4 利用者ニーズ・満足度等の把握(実施していない場合は、その理由)

①利用者ニーズ・満足度等の把握実施方法

利用者は救急診療を必要とする患者等であるため、状況を考慮し、ニーズ・満足度調査は実施していない。

②ニーズ等の把握結果

③把握結果等への対応状況

5 指定管理料およびその内訳(指定管理者の収入)

(単位:千円)

区分	平成28年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	
指定管理料	4,633					/
うち修繕費						
うち備品費						
うち光熱水費						
摘要(補足説明等)	指定管理料は精算を行っている。					

6 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位:千円)

区分	平成28年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	年度決算	
使用料						/
光熱水費等使用者負担金収入						
その他の収入						
合計	0					
摘要(補足説明等)						

7 指定管理者の自己評価

休日歯科診療所の運営について、佐賀市と定期的に協議を行い、円滑な運営が行えるよう必要な点は改善を行っている。年末年始やゴールデンウィーク等の繁忙期をはじめ通年の診察状況を調査し、佐賀市へ情報提供を行っている。また当診療所は性格上応急処置が中心となるが、その後も治療をきちんと進めてもらうためかかりつけ歯科医院に情報提供を行うよう整備している。今後もより良い医療を提供できるよう、ソフト面、ハード面の充実を検討したい。

8 市による指定管理者の評価

当診療所は、初期救急医療施設という安定的な救急医療の提供と健全な経営を継続するために、非公募方式で佐賀市歯科医師会を指定管理者として選定している。診療所内で毎月委員会を開催しており、当番医によって診察内容が変わらないよう、またスタッフからの意見・要望等を把握し、限られた予算の中で受診者に最大限の治療を行えるよう、様々な確認が行われている。平成30年4月予定の県病院跡地移転に向けて、よりよい休日歯科診療所の整備・運営を進めていきたい。